消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和５年 10 月 17 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

１．ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　６件
（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、
電気式浴室換気乾燥機１件、延長コード１件、電気こんろ１件、
ノートパソコン１件、電動アシスト自転車１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：石田、首藤、庄田
電　話：03(3507)9204（直通）
ＦＡＸ：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　　紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300612	令和5年10月1日	令和5年10月12日	パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	
A202300613	令和5年9月26日	令和5年10月12日	電気式浴室換気乾燥機	火災	共同住宅の浴室で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300614	令和5年10月4日	令和5年10月12日	延長コード	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月10日
A202300615	令和5年9月28日	令和5年10月13日	電気こんろ	火災	当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から30年以上経過した製品
A202300616	令和5年9月29日	令和5年10月13日	ノートパソコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202300617	令和5年8月15日	令和5年10月13日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で駐輪場の下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月5日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし